

県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する
調査特別委員会会議録（その13）

招集年月日時刻及び場所

平成17年9月26日（月） 午後3時

第1特別会議室

出席した委員の氏名

委員長	小林	実
副委員長	宮澤	敏文
委員	平野	成基
委員	小池	清
委員	服部	宏昭
委員	木下	茂人
委員	石坂	千穂
委員	毛利	栄子
委員	下村	恭
委員	林	奉文
委員	鈴木	清
委員	竹内	久幸
委員	宮澤	宗弘
委員	清水	洋
委員	高見澤	敏光
委員	柳田	清二
委員	倉田	竜彦

欠席した委員の氏名

なし

地方自治法第100条1項の規定により出頭及び証言を求めた者の氏名

長野県知事 田中康夫氏

付託事件

- 1 県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する事項
- 2 「下水道関係の働き掛けに関する文書」に係る公文書公開請求に関する事項
- 3 県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する事項

4 住民基本台帳ネットワークシステムへの侵入実験に関する事項
会議に付した事項

- 1 県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する事項
- 2 「下水道関係の働き掛けに関する文書」に係る公文書公開請求に関する事項

開会時刻 午後3時

小林委員長 ただいまから、県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する調査特別委員会を開会いたします。本日の日程は、百条調査権に基づく証人尋問であります。

これより、本委員会に付託されました調査事件について調査を行います。最初に、県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する事項及び「下水道関係の働き掛けに関する文書」に係る公文書公開請求に関する事項について、証人から証言を求めます。

本日、出頭を求めました証人は、長野県知事田中康夫さんであります。

お諮りいたします。証人田中康夫さんから、証言を行うに当たりメモ等を参考にしたいとの申し出がありますが、これを許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、許可することに決定いたしました。

これより、証人田中康夫さんの入室を求めます。

[田中康夫証人 入室・着席]

田中証人におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、本委員会のために御出席をいただきましてまことにありがとうございました。本委員会を代表いたしまして厚くお礼を申し上げますとともに、調査のために御協力くださいますようお願いする次第であります。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、これらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理人、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知った事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には証人は証言を拒むことが

できます。これらに該当するときはその旨お申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなく証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処されることになっております。

さらに証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処されることになっております。一応、以上のことを御承知になっておいていただきたいと思っております。

それでは法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。傍聴人及び報道関係者も含め、全員御起立願います。

田中康夫証人、宣誓書の朗読を願います。

[田中康夫証人、宣誓書を朗読]

御着席ください。

これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また御発言の際には、その都度委員長の許可を得てなされるようお願いをいたします。さらに、これからおおむね1時間という限られた時間でありますので、簡潔、明瞭に証言いただきますよう、重ねてお願いを申し上げます。なお、こちらから尋問をしているときは着席のままでも結構ですが、お答えの際は起立して発言を願います。

なお、委員各位に申し上げます。本日は、県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する重要な問題について証人より証言を求めるものでありますから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないように御協力をお願いいたします。

これより田中康夫証人から証言を求めます。最初に委員長から所要の事項をお尋ねいたします。その後、宮澤副委員長から総括して尋問をさせていただきます。

まず私から田中康夫証人にお尋ねいたします。あなたは田中康夫さんですか。

田中証人 さようでございます。

小林委員長 現在の職業をお述べください。

田中証人 現在の職業というお尋ねであります。信州・長野県の県知事、また、作家であり、そしてまた、新党日本の代表でもあります。

小林委員長 私からの尋問は以上であります。次に宮澤副委員長から尋問させていただきます。

す。

宮澤副委員長 田中証人に尋問を申し上げます。この長野県議会の百条委員会は、田中康夫知事個人の後援会と県政のかかわりについて、本日まで12回にわたって調査をしまいいました。本日の田中康夫証人に対する主尋問は、58人の長野県議会議員の3名に1人の割合で、民主的に選出されました17人の委員からそれぞれ提出されました尋問の趣旨を、私と委員長で取りまとめたものであります。

本来ならば、十分な時間が与えられて、田中康夫証人に尋問をするところではありますが、このたびはわずか1時間しか出頭の時間がとれないという、残念であります。時間設定が行われております。このことについては非常に遺憾に思うわけでございますが、私の尋問は、お約束どおり時間内におさめたいと考えております。そのため、「はい・いいえ」方式で、真実をお述べいただく簡素なものとしたしました。田中証人におかれましては、民事訴訟法方式で行われる尋問であります。田中証人の理念を尋ねる場でもありませんし、先ほど宣誓されたように、多くをつけ加えることのないように的確な証言を希望いたします。

それでは20項目にわたりますて、尋問をさせていただきます。まず最初であります。田中県政で、県の職員と利害関係にある業者との癒着をなくするために、企業者が役所にあいさつする、俗に言う名刺営業であります。これを禁止されましたね。

田中証人 お尋ねの名刺営業という形に関しては、禁止をしていると思います。

宮澤副委員長 後援会幹部という方が、今回の12回の尋問で何度か登場するわけですが、後援会幹部の職業、同氏が経営する会社の本社の所在地、営業内容・営業目的を御存知ですか。それぞれをお述べください。

田中証人 長野市内に会社があったと思います。下水道関係の処理の事業を行っている会社を営んでいらっしゃり、その後、経営自体は他の方が行われているという形かと思います。

宮澤副委員長 平成13年ごろから後援会幹部が、当時の秘書課や政策秘書室に頻繁に出入りしているということですが、これは事実でありますか。

田中証人 多くの県民の声を聞くというのが私の県政でありますから、そうした中の一人として後援会幹部が県庁舎を訪れていたということは事実だろうと思います。

宮澤副委員長 後援会幹部は、一時期、「長野県知事田中康夫事務所秘書」という名刺を使っていることを田中証人は許しておられましたか。

田中証人 許す、許さないということではなく、そのような形で彼が他の方とお目にかかっていたということは、あるいはあるかと思えます。

宮澤副委員長 それでは、ここに後援会幹部が秘書という形で使っている名刺がありますが、この名刺を使うことを田中証人は許可していなかったと理解してよろしゅうございますか、

今の証言から。

田中証人 許可する、しないではなく、後援会幹部が私のそのネットワークとしての後援会の仕事をしていたということは、紛れもない事実であります。

宮澤副委員長 後援会の役職ではこの場合はないわけです。秘書ということですが、事務所のこの所長、これは後援会の事務所ではないわけで田中康夫証人の事務所、その秘書という肩書きであるというこれ名刺、コピーを大きくしたのですが、これについては、田中康夫証人は、全く勝手におやりになられていたというふうに今の証言から受け取ってよろしゅうございますか。

田中証人 それは御本人にお尋ねになるのがより適格かとは思いますが。私の記憶では、当時、私の特別秘書をしておりました杉原佳堯氏と後援会幹部が相談をなさり、そのような名刺を作成したという記憶はございます。

宮澤副委員長 2004年1月号で田中証人が執筆をされております東京ペログリ日記に、2003年10月12日に田中証人は、「知事後援会」、この場合ちょっと立場が変わっておられるようでございますが、「しなやかな会の事務局長後援会幹部の車で、康夫化する村と呼ばれている泰阜村へ」と書かれていますが、田中康夫証人は後援会幹部の車に頻繁に乗せていただくような間柄だったのですか。

田中証人 しなやかな、当時は長野県をはぐくむ会、しなやかな信州をはぐくむ会の事務局長でございますから、これは皆様同様に、後援会の事務局長の車に乗るということはごく自然なことであると、私はそのように考えます。

宮澤副委員長 2002年11月28日でございますが、政策秘書室職員がセットした松本合同庁舎で行われました県下水道事業についての会議に田中証人は出席しておりますね。

田中証人 下水道事業の改革ということは、これは土木部も含めた全庁的な共通認識でございましたから、そのような会合が松本で、日時は定かではございませんが、行われたときに冒頭出席をしているという記憶はございます。

宮澤副委員長 この会議の座長は後援会幹部が務めておられますが、記憶にございますか。

田中証人 ですから私どもは限られた方でなく、県民の御意見を聞くということでもあります。その一環として行われたことで、これは一般県民が来られても、私どもは各部長あるいは広報チームが対応いたしております。

宮澤副委員長 もう一度伺います、ここのところですが、座長をお務めになられているわけですね。座長というのは取りまとめ役、この座長を務めている。これは、田中知事御自身が座長を指名されたのではないですか。イエス、ノーでお答えください。

田中証人 座長というような言葉が使われていたかどうか、私は、これは記憶が定かではご

ざいませぬ。いづれにしても後援会幹部も出席をして、下水道の事業をより公明正大にするという中で、関係職員とこうした件に関して詳しい方々から広く御意見をお伺いしたということだと思ひます。

宮澤副委員長 出席された証人の中で、田中知事は遅れてきて眠そうであったというお話を聞いておりますが、そのときの座長はどなたでしたか。

田中証人 それは記憶にございませぬ。また座長という言葉の定義が、いま一つ私は判然としないんでございませぬ。

宮澤副委員長 知事、全部記憶にないということになりますと、ここにおいでの方々の皆さんから寄せられた尋問を、それぞれ私の方でまとめてつくっているものでございませぬから、私自身が田中康夫証人に尋問しているのではないということですので、それぞれの方々が感ずることではございませぬので、よくよくそこをのみ込んでいただいて、証言をしていただきたいと思ひます。

委員長にお諮り申し上げます。百条委員会に提出されました2枚の記録を田中証人にご覧いただき次の尋問に入りたいと思ひますが、お渡しすることを許可いただけますか。

小林委員長 ただいまの御提言でございませぬが、委員長にその決定を委任されておりますので、委員長のもとで許可いたします。お渡しください。

(書記 記録配付)

宮澤副委員長 2002年12月25日付の方をご覧ください。下水道公社の維持管理業務を分割した上で県内業者に発注をするよう求めた内容とする「下水道公社改革の方向」なる文書を下水道課に指示したという内容のものであります。この文書は下水道公社から提出された記録の3-1-3のものであり、日付の下に「知事より」と書かれています。これは全員の委員のところに配られたものに同じように書かれているわけでありませぬ。下水道公社に残されている公文書の中から出された「今後の長野県の下水道行政の方向を指し示す」と解釈できる内容ですが、知事これは、田中証人みずから作成されたものではないですか。

田中証人 この手書きで「知事より」と書いてございませぬが、下水道公社を改革するということに関しては、全庁的に行っていたというのは先程来申し上げているところでございませぬ。しかしながらこの文書に関して、私が、あるいはどなたかに渡したのかどうかということに関しては、これは、記憶は定かではございませぬ。そもそも私がこのような文書を渡したかどうかということも含めてであります。

宮澤副委員長 もう1通の文書がございませぬ。11月25日付の文書であります。これをきょう、今、私が手渡したわけでありませぬが、以前にごらんになられたことはございませぬか。

田中証人 私は県政全体のかなり膨大な書類を見てきておりますから、この書類が、私が見

たことがある書類であるかどうかということは、これは記憶の上では定かではございません。
宮澤副委員長 この、今お渡ししました2通の文書であります、私見しているとそっくりのように見えるのですが、田中証人、今ごらんになられて、その内容についてはほとんど差異がないようにお感じになられると思いますが、どうですか。

田中証人 今、限られた時間で拝見しておりますが、数値等が異なるところはあろうかと思えますし、項目立ての中でも記述が異なるところはあろうかと思えますが。

宮澤副委員長 それでは大分違うというお返事ですね。下水道公社の改革の問題で、後援会幹部から文書で提言を受けたことがありますか。

田中証人 その前に、今、宮澤副委員長は、かなり異なるという見解ですねというふうに断定されましたが、私はうり二つではなかろうという意味で申し上げているわけでございまして、そのような、大変僭越でございますが、誘導的な御発言で次の御質問に移られるのは大変悲しいことでございます。

後援会幹部のみならず、私はですね、私が就任以来、県政に関してさまざまな御意見をさまざまな方からいただいております。それはまさに限られた方ではなく、多くの方の意見を聞くということで、こうした中において後援会幹部から、あるいは県政の改革に関して、それは下水道も含めてですね、御提言をいただいたということはあろうと思えます。しかしながら県政に関しては、職員と最終的に私がすべては判断しているところであります。でありますから、定かな記憶ではございませんが、県政の改革という一環の中に、柱に位置づけておりました下水道公社の改革ということに関して、彼からさまざまな意見をちょうだいしたということは、これは事実でございます。

小林委員長 田中証人に申し上げます。尋問に簡潔にお答えいただくようお願いいたします。

宮澤副委員長 私も先ほど申し上げたように、イエス、ノーで答えられる問題にしておりません。ですから、同じだとすれば、同じように思うという語尾をつけていただければそれで十分であります。

それから、今の問題は、下水道公社の問題で後援会幹部から文書での提言を受けたことがあるかと伺ったわけでありまして。ここで私はいろいろな県政のことをお聞きしているわけではありません、総務委員会ではございませんので。各それぞれの委員の皆さんのメモをいただいて、私が作成しましたけど、ほとんどそれぞれの皆さんから出されている問題ですので、聞いたことにお答えいただくようお願いいたします。

それでは、後援会幹部から、今、下水道改革の問題で後援会幹部から文書で提言を受けたことはありますか。

田中証人 提言という言葉では私はとらえておりませんが、下水道公社改革あるいは下水道

改革に関して、彼から意見というものを文書でいただいたことはあろうと思います。

宮澤副委員長 それでは、今お手元にお渡しいたしました、見ていただいた11月25日付の文書は、それではなかったのですか。

田中証人 先ほどから申し上げておりますように、この今手元にあります文書をいただいたかどうかは私の記憶にはないところでございます。定かでないところであります。

宮澤副委員長 知事から下水道公社のあり方に従って出されたこの方向ですね、したがって「知事から」と書いてありますが、このところで。これは、確かにおっしゃられるとおり、下水道公社の職員なり下水道課の職員が書き添えたものだということの想像は私もつくものであります。この方向の文書に従って下水道課は、発注方式の変更を県下市町村に指示したのではないですか。

田中証人 あくまでもそれぞれの担当者が、信ずるところで判断をしているわけでございます。さまざまな意見はいただきます。ただそれは、私も部長も課長もあるいは現場の職員も、みずからの信ずるところで判断しているのだと私は信じております。

宮澤副委員長 2003年2月の中旬ころでございましたか、下水道公社専務から発注方法の変更指示について、県下市町村からその方針に反発があるとの報告を受けたことがございますか。

田中証人 改革をするときには、とりわけ今まで県外の業者という方々によってほぼ独占されていた長野県の下水道の事業の改革ということに関して、さまざまな意見があるというのは、これはむしろごく自然であろうと思います。そうした中で、市町村の方々からも、私どもの公社が市町村のお手伝いをしているところがあり、さまざまな意見はいただいたという記憶がございます。

宮澤副委員長 田中証人、私の聞いていることと答えていることが違うんですね。どうぞ、委員長なり委員の皆さん、私は委員の皆さんをきょう代表してと言いますか、皆さんからお預かりしました尋問に基づいてしているわけでございますので、私の聞いているところは確実に聞かないとあとで皆さんの判断の足しになりませんので、そここのところも含めてどうぞありましたら、私も注意しますので、どうか委員長の方をお願いしたいと思います。

下水道公社の専務から発注方式の変更指示について、県下市町村からこの方針に反発があるとの報告を受けたことがあるかないかと聞いているんですね。イエスカノーでお答えください。

小林委員長 簡潔にお答えください。

田中証人 イエスカノーかで答えられないところというものが、明確にするために当然あると私は思って今お答えをしております。市町村の方々からさまざまな意見があると、その中

には賛同ではない意見があるという報告を受けたという記憶はございます。

宮澤副委員長 百条委員会で明らかにされたことでありますが、2003年2月14日ころ、知事室で小市土木部長、田中下水道公社専務に、田中康夫証人は「後援会幹部を悪く言う人もいるが、そんな人じゃない。同氏と相談するといいかもしれない」と田中専務理事に言われたのは事実ですか。これは事実かどうかということをお聞きしております。

田中証人 ニュアンスの問題でございます。私は、後援会幹部も深い見識があるので、そうした方の意見も聞くということは、県政の上で、他の方の意見を聞くことと同様大事だという意味合いで申し上げたということはあるかと思えます。しかしながら、特定の方の意見のみに従えというような意味合いで私が述べたということは、これは断じてないと思えます。

宮澤副委員長 その日の午後、早速、下水道公社理事長でもあります小市土木部長と後援会幹部が面談したわけではありますが、この事実は御存知ですか。

田中証人 当時の土木部長であります小市正英氏と後援会幹部が、会ったことがあるということはあるかと思えます。その日にちの特定は、私は記憶にございません。

宮澤副委員長 どなたから知事に御報告がございましたか。

田中証人 それは記憶にございません。

宮澤副委員長 その内容を後援会幹部から報告を受けられましたか。

田中証人 小市氏と後援会幹部が会ったということは聞いておりますし、そうした中で後援会幹部からも小市氏と会って話をしたということは、私は聞き及んだのではないかと思います。

宮澤副委員長 2003年4月、後援会幹部が経営する会社が、県発注の下水道事業2件について、下請受注していることを御存知ですか。

田中証人 もう一度、何年でございますか。

宮澤副委員長 2003年4月でございます。翌年でございます。

田中証人 何件とか、そういうことは定かではございませんが、県の仕事をやられるようになっているという記憶はございます。

宮澤副委員長 この年の4月から5月中旬にかけて、後援会幹部と下水道公社理事、また下水道課長、経営戦略局職員がたびたび会合を持ち、後援会幹部より公社の入札についての働き掛けがあった事実を、経営戦略局の職員から報告を聞かれた事実、この事実はありますか。

田中証人 下水道改革の一環として後援会幹部と職員が、あるいは他の方も交えてお話をしていたということは記憶にございます。

宮澤副委員長 それは、その都度その都度、お聞きをしたというふうでありますか。

田中証人 いえ、それは、その都度であるかどうかは定かではございません。ただそのように、あくまでもこれは下水道の改革をよりよくするという中の一環として、そうしたさまざまな意見交換が行われていたということに関しては、私は職員からも聞いているかと思いません。

宮澤副委員長 2004年2月20日ごろであります、これはころでありますから確実な日にちは、田中証人、思い出さなくても結構でございますが。平成16年度長野県下水道公社が発注する下水道業務の管理委託入札について、経営戦略局の野崎職員は、田中康夫知事から、土木部長でさえ初めて経験されるとこの百条委員会で証言されたような、異例な中止をする旨の相談をしたと出頭しました野崎証人は証言をしていますが、間違いはありませんか。

田中証人 確か非常に公告から入札までが時間が短いという中で、それは準備が業者の方も整わないだろうということで中止に、延期になったというふうには、私は聞いております。

宮澤副委員長 それは、要するに今の田中証人のお話では、結果という状況になったものをお聞きしたということですが、この事前には、結果が出る前の段階では、御相談はなかったわけですね。

田中証人 それは野崎証人が答えているように、土木部と、また関係者の間で決定をしたということだというふうに私は認識しております。

宮澤副委員長 野崎証人の証言では、そのたびに知事に報告するというので、その会議では約束していることがこの百条委員会で明らかになったのですが。そのときそのときには田中康夫証人、知事にはそのような相談事は一切なくて、結果報告であったというふうに理解してよろしゅうございますか。

田中証人 そこは定かではございませんが、いずれにしても私は、下水道の事業で県内企業が公明正大に引き受けられるものに関しては引き受けられるようにしていこうということは、これは土木部との共通認識でしたから、その中で発注の業務の作業が進められているということに関してはですね、適宜報告は恐らく受けていたであろうと思います。

ただそれは、膨大な私の業務の中の一つであります。そして、その入札に関して延期をしたのは、それは私は恐らくそのあとに、やはり間が4日か5日でございますか、そのような期間では、到底その入札の計算等に業者が間に合わないであろうということで延期になったというふうに報告を受けたと思っております。

宮澤副委員長 そうしますと、この百条委員会に提出されました記録の中に、土木部長でさえも異例だと言われているこの中止について、その記録の中には、田中知事が判断をし、そして野崎主査に指示をしたとこういう理由づけがなされておりますけれども、このことは全くなかったということでしょうか。事実はいかがでございますでしょうか。

田中証人 繰り返しお話ししますが、この入札の件に関しても、適宜報告は受けていたかと思
います、進捗状況に関して。ただ、この件に関しましては、野崎証人が既にお話になってお
りますように、その状況を私よりもより詳しい、基本的知識がある野崎証人あるいは土木部
が話をする中で決定したものだとのことのように記憶しております。

宮澤副委員長 野崎証人は、田中康夫知事に相談する前に後援会幹部と相談の上と証言して
おりますが、田中証人は、前後して後援会幹部とこの件に関して何かの連絡をとり合った事
実はございませんか。

田中証人 そのあたりに関しては、記憶は定かではございませんが、繰り返し申し上げます
が、私は下水道の具体的な事業の内容に関して、私が何か指示をするというようなことはな
く、下水道の改革の方向性というものは共通認識として持った上で、それぞれの担当者がさ
まざまな意見を勘案して判断をしてきたとこのように認識しております。

宮澤副委員長 この知事後援会の幹部の働き掛け問題につきましては、今、田中証人の証言
と、過去に来ていただいた証人との間に大分、私は開きがある、乖離があるような気がいた
します。このことにつきましては、またそれぞれの委員が御判断をされるところでございま
すので、この問題は、皆さんからお寄せいただきました尋問はここまででございますので、
私の段階では次に移らせていただきたいと思います。

2003年10月上旬、後援会幹部による下水道公社についての一連の働き掛けを記録した文書
の情報公開請求があったことを知っておられますか。

田中証人 他の第三者からでございますね、それは存じ上げております。

宮澤副委員長 2003年10月9日、田附下水道課長から「当時後援会幹部の働き掛け記録文書
の一部破棄や公表しない考えを課内に示したところ、課職員の反発を受けた。」旨のメール
を受けられたことはございますか。

田中証人 10月9日の朝、当時の田附保行課長からメールをちょうだいしております。

宮澤副委員長 そのメールを、7時57分ということではありますが、後援会幹部と小林公喜当
時経営戦略局長に、田中康夫証人からメールを転送した事実はございますか。

田中証人 私の記録では、7時48分に田附氏からメールが来ております。これに対しまして、
もし可能ならば、このころ私どもはいわゆる働き掛け、あるいは口ききというようなこと
に関して、きちんとした基準をつくっていこうということを行っております。10月4日には市
長会と町村会に、当時の経営戦略局におりました岡部英則氏が、こうした働き掛けの要綱の
説明に伺っております。こうしたことで彼が担当しておりました。7時48分にメールを私は
ちょうだいをいたしまして、この内容を私は7時59分に宮津雅則氏、当時経営戦略局におり
ました、岡部氏の部下に当たる者であります。彼にこのメールを転送しております。これに

対しまして、8時52分に、このこうした働き掛け、もともと情報公開請求に関しては岡部氏
が対応しているので、岡部氏から追って報告があると思いますという宮津氏からメールが来
ております。

小林委員長 田中証人に申し上げます。つけ加えないようお願いいたします。

田中証人 これは大事な問題でございます。そして、これに関しまして、岡部氏にも私は9
時28分にメールを、田附氏からのメールを送っております。そして、小林公喜当時の局長と
後援会幹部にもこのメールは送っていることは事実でございます。

宮澤副委員長 県職員でもない後援会幹部に転送したのはどういう理由からですか。

田中証人 これは下水道の改革の問題にかかわることであるからであります。

宮澤副委員長 下水道の改革とお話がありましたので、私ちょっと早口でしゃべらせていた
だきますが。これは田附さんから田中康夫証人にあてたものであります。いろいろな御
迷惑をおかけしています。後援会幹部との打ち合わせ議事録について、全部で3部ありま
すが、その1部を回覧し始めたところでストップし、それを破棄してあります。この議事録は
回覧していないので課長の手持ち資料で公文書に当たらないと主張したけれども、次の2名
から反発がありました。1名は流域下水道係の課長補佐、「公文書の公開請求があっても、
手持ち資料だといって出さないのは犯罪だ」と主張している。公共下水道係の主査、「議事
録を回覧途中であっても公文書に当たるという規定がある。誰が手持ち資料であって公文書
に当たらないと判断したのか。」、「課長が判断した」とのやり取りを録音し、しかる筋へ通
告すると発言した。」こうありますね。これがどこに、私は下水道改革の中にあるのかなと
非常に疑問を持ちますが、次にまいります。

田中康夫証人は、田附課長からのメールを岡部参事に9時28分に転送したと言っておりま
すが、今のお話で事実だということがわかりました。メール転送後、岡部参事を知事室に呼
ばれましたか。

田中証人 このところは記憶は定かではございませんが、既に、先ほど申し上げたように
岡部氏はこうした情報公開を担当しておりましたから、岡部氏は情報公開請求が出た段階で
この当該の部署等と、この9日以前から話をしていたということであろうかと思えます。こ
うした中で、岡部氏はこの日の10時55分には、当時の私の秘書の「北原氏から知事が直接こ
の問題に関してということも聞きましたが、私の方で先に関係部署と話をした上で知事に報
告をします。」というふうなメールが来ております。

宮澤副委員長 そうすると知事は、知事室に呼んだというふうに理解してよろしゅうござい
ますか。

田中証人 メールを岡部氏に出したわけでございます。したがって、岡部氏にこの問題をき

ちんと対応してくださいということは伝えているかと思えます。

宮澤副委員長 そうしますと、そのときに同席をだれかしておりましたか。

田中証人 それは記憶は定かではございません。岡部氏がこうした問題を担当していましたから岡部氏に伝えたということだと思えます。同席者がいたかどうかは定かではございません。

宮澤副委員長 このところは多くの委員からも問い合わせがあったのでありますが、今の証言でございますので、次に行かせていただきます。

2003年10月16日午前11時43分ということでこう書いてありますが、岡部経営戦略局参事が田附下水道課長に働き掛けの記録文書の消却や削除を指示し、同課長において指示どおり破棄した旨の岡部参事が田中知事にメールを報告したものがここにございます。岡部証人は百条委員会で、以前総務委員会で陳述した際は、メールの存在が確認できなかったことからメモにして秘書を通じて田中知事に報告した旨を述べましたが、百条委員会の記録の提出や尋問の中でメールの存在が確認できたことから、メールにより田中知事に報告したと証言しています。田中証人は事実をお答えください。岡部当事参事からこのようなメールを受信いたしましたか。

田中証人 午後1時31分に岡部氏からメールは受信しております。「私が必ず加わり経営戦略局として記録を作成していく」というふうに書いてございます。ただメモに関しましては、私はメモもあるいはちょうどいいのではないかという記憶でございます。

宮澤副委員長 私、メモのことは何も聞いていないんですけども、突然知事からメモという話が出たわけでありまして、このメールを田中証人は、今、私は11時43分というふうに申し上げましたら、知事は午後の時間をお話なされましたが、11時43分に岡部当時経営戦略局参事から田中康夫氏に報告されたメールは、受理しなかったということですか。

田中証人 もし文面があればお見せいただければと思えますが。

宮澤副委員長 それでは私の方から読ませていただきます。経営戦略局岡部さんから田中さんにあてたものであります。2003年10月16日11時43分であります。「下水道課の関係は、該当なしで文書学事へ報告となっております。公開される文書はなしとされます。今、田附課長が心配していることは、読売はしつこく、」これこのとおり書いてありますから関係のマスコミの方おられたらお許しいただきたいと思えますが。「聞かれたらどうするのかという事です。聞かれても「お会いして話したことはある、それだけである。」と答えるように話しましたが、「自信がない、ここには迷惑をかける(転勤したい)」などと言い出す状況であります。その為、やむを得ず、「文書は回収したのか?回収してどうしたのか?即消却するように。フロッピー、パソコンからも即時削除をするように」との指示をいたしました。

指示後、実行したことを確認してあります。こんな優柔不断な状況では、手元に有れば必ず出してしまふのではと考え、強く指示した次第です。田附課長の状況から見ると、読売にしつこく追求されれば、「岡部氏から指示を受けた」と言い出すことも十分に考えられました。文書が出るよりはその方がよいと判断いたしました。田附課長は自らが責任を持って処理するというタイプではなく、最終的には信用できませんので、強く破棄を指示し、指示は私の責任という事とさせていただきたいと思っております。田附課長は何回も私に相談に来ております。その中で経過を文書にはしていないと思っておりますが、あり得ることかなとも思っております。信用はしていません。しかしやらせるしかないという状況での判断であるということをご理解いただければと思っております。言い訳になってしまいましたが、近況報告とさせていただきます。」とこういう内容でございます。このメールをどなたに転送されましたか。

田中証人 9日と勘違いをしておりました。16日の11時43分という岡部英則氏からのメールは、今の文書、一部違うところはございますがいただいております。まさにこれは岡部氏の責任感の中で、岡部氏がこうした指示をしたということを私に報告をしているということだと思います。このメールに関しましては、受信をしたあと、当時の経営戦略局長の小林公喜氏と松林憲治氏、それから宮津雅則氏、後援会幹部の4名に、私の記録では転送いたしております。

宮澤副委員長 ここでもまた県職員でない、先ほど知事、最終決定は県職員がするとおっしゃられましたが、どうして後援会幹部に転送されたのですか。

田中証人 これはイエス、ノーでなくお答えしてよろしゅうございますね、簡潔に。

小林委員長 簡潔にお願いいたします。

田中証人 無論でございます。すなわち私どもが当時働き掛けの文書をきちんと制度を整えようとしていたことも、例えば電話記録簿というようなものがございます。あるいは各地方事務所や現地機関で受けたものが、メモか公文書かが定かでないまま、あるいは発言の相手にその発言の内容を確認しないまま、それが公文書となっていくということになれば、公務員がつくった文書は相手方の発言の確認をとらなくても公文書になれば、これはまさに官尊民卑であります。こうしたことを改めようということが、岡部氏が情報公開並びに行っていたことで、であればこそ市長会や町村会に働き掛けの文書の制度化ということの説明も行っております。

でありますから、これはまさに私どもが、先般も清水勉情報公開審査会の方が、公文書の定義がまだ確立していないのではないかという懸念が信濃毎日新聞にも発言で載っております。まさにこうした中で私どもは、これがメモか公文書かをきちんとはっきりしまし

ようと。そしてまた、その内容がメモであるという形で岡部氏が判断をしたわけでありますから、それを当該のその内容にかかわる方に私は当時お送りしたということだと思います、確認のために。

宮澤副委員長 そのあと、知事は先ほど申されたようにそれぞれ、後援会幹部、松林さん、小林公喜さん、宮津さんに送っているんですね。そこで「うーん、それぞれダイジョウビかのお。宮津さん、後援会幹部と相談してください。」そこへ携帯電話の番号まで書かれているわけであります。まず、この「それぞれダイジョウビかのお」と何を、これ相当心配されておりますけれども、何を心配されたのですか。

田中証人 これは、10月9日に岡部氏から連絡が来まして、先ほど私が9日の時間として午後1時31分に受信をしたというものでありまして、「コピー等は確認し、回収し、処分することというふうにして、でき得る限り私が必ず加わり進めてまいります。」という内容であります。彼は「課長の命に従わない部下がいれば、それは課長の責任で対処することが大切であり、課長としての職責を果たすよう強く求めました。」とあります。そしてまた今回定めた働き掛けに関する取扱要領に関しても書いております。

私はやはり、そのメモであったならばメモとして、破棄をするというようなことは、これは逆に岡部氏も含めて、あらぬ疑いをかけられることであり、これに関して、私はこの日の夕方このメールを見たわけでございまして、6時29分に「破棄はまずいよね」ということを宮津氏に対しても打っております。ですから私は逆に、メモであるという判断が出たということに関しては報告を受けましたが、しかしそれを破棄をすると、処分をするというようなことは、これは仮にそれがメモであったとしてもあらぬ疑いをかけられるということは、職員にとっても関係者にとってもよろしからぬことだからまずいのではないかという感懐を抱いたということであります。

宮澤副委員長 これペーパー、みんなそれぞれ、みんな持っていて見ているわけなんです。田中証人の言っているそんなニュアンスはこの文書の中から出てこないんですね。もう本当にこの事実、電話番号まで言って、今言ったんですが、もう言います。宮津企画員に後援会幹部と、それでは何を相談する旨を依頼して、どのようなものを答えたんですか。これ事実のみで結構です。もう時間もありませんから。

小林委員長 時間が迫っておりますので簡潔にお願いいたします。

田中証人 すなわち公文書というものの定義が確立していない中で、この問題が、情報公開請求があり、このような判断を当該職員が行っていったということであります。そしてそのことというものは、公文書ではないということの報告も含めて、やはりそれは宮津氏が私の当時部下でありましたから、後援会幹部にもそのことを連絡とるようという意味で私は書

いているわけです。

宮澤副委員長 どうもこの百条委員会をつくって、ここまで審議がされている今までのそれぞれの経過が全くわからなくなってきた、田中証人の証言は何かばらばらで、一つ一つのセンテンスセンテンスはそれぞれですが、私は最後にもうこれ整理したいと思います。時間も時間ですので。岡部証人は百条委員会で、働き掛け記録文書を非公開にするよう指示したのは知事であり、知事の命を受けて、同参事が田附下水道課長に「公開される文書はなし」とするよう指示し、文書は即消却。フロッピー、パソコンからも即時削除を指示したことを明言され、田附証人からは指示を裏づけるメールのやりとりがあるということが、存在することが事実としてこの百条委員会で明らかになりました。

ここで改めて2点、田中康夫証人にお伺いいたします。情報公開を請求された文書を、非公開とするよう指示をされたのは事実ですね。

田中証人 いいえ、それはそれぞれ情報公開請求の担当の人間が判断することであります。私からの指示はございません。

宮澤副委員長 田中康夫証人は、この一連の岡部証人の、この今の11時43分のメールで報告を受けましたね。これは事実ですね。

田中証人 10月16日の11時43分のメールですか、これは受信をいたしております。

宮澤副委員長 破棄された現実には報告を受けているということがわかりました。これから一連のこのつながりが、私どもずっとこの委員会で見つめてきたわけでありますが、多くの疑惑、問題点、つじつまの合わないところが出てまいりました。時間であります。もっともっと長い時間をやりたいんですが、時間を守るというのはこの約束事の基本でございますので、残念ではありますがここで終わらせていただきます。

小林委員長 以上で田中康夫証人に対する尋問は終了いたしました。田中康夫証人におかれましては、お忙しい中お越しいただきまして、まことにありがとうございました。御退席されて結構であります。ありがとうございました。

[田中康夫証人 退席]

本日、出頭を求めました証人に対する尋問はすべて終了いたしました。

次に百条調査権に基づく記録の提出要求についてであります。各会派等から「提出を希望する記録の一覧表」の提出がありましたので、会派等から順次発言願います。付託調査事件との関連性と提出請求先等を補足して説明願います。

鈴木委員 簡潔にまとめました。よろしいですか。住民基本台帳ネットワークシステムにかかわる市町村ネットワークの脆弱性調査の補助業務委託（1次及び2次）及び第三者評価に関する予算流用にかかわる帳票（歳出予算流用計算書・流用登録確認リスト等）。次に平成

16年度の決算特別委員会に提出された「住民基本台帳ネットワークシステムにかかわる市町村ネットワークの脆弱性調査決算額」(市町村課)以上の2点です。

小林委員長 お諮りいたしますが、要求がありました記録につきまして、知事等に対し10月6日までに記録の提出を求めたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

林委員 2月17日の総務委員会の議事録の62ページにありますけれども、岡部参考人の、岡部氏自身のつくったメモを知事に渡した、その渡したことが私のメモに書いてあるという部分がありますので、その私のメモを提出いただきたいと思います。

小林委員長 お諮りいたします。ただいま要求がありました記録についても、知事等に対し10月6日までに記録の提出を求めたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

次回委員会は、10月6日(木)午前9時から協議会を開催した後、引き続き委員会を開催することとし、証人出頭要求についてを議題といたします。

この際、何か御発言がございますか。

(「なし」という声あり)

よろしゅうございますか。それでは、以上をもちまして、委員会を閉会いたします。御苦勞様でした。

閉会時刻 午後4時6分